

三宅町一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く) 収集運搬業の許可指針

一般廃棄物収集運搬業は、町民の生活に必要な不可欠な公共性が高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、町域の衛生環境が悪化する事態を招き、ひいては町民の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集業者」という。)の乱立を防止し、収集業者の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)収集運搬業の許可に関する指針を次のとおり定める。

(1) 新規許可の制限

一般廃棄物収集運搬業については、新規の許可を行うことにより、既存の収集業者との無秩序な競争や摩擦等を生じさせ、収集業者の健全な事業活動や、適正な廃棄物処理を損ねるおそれがあり、また、現状では町及び既存の収集業者による収集運搬が困難な状況ではないと考えられる。従って、法令等の整備により新たに必要が生じた場合及び次に掲げる場合を除いて、新規の許可を行わない。

イ) 町の指定処理施設以外で再生利用を目的とした処理を行うことが適当であると認められた食品循環資源等の一般廃棄物の収集運搬を行う場合、その他品目を限定して許可することが適当であると町長が認めた場合。

ロ) 次に掲げる新規に建設される建築物で、資源化物を除く一般廃棄物の排出量が月平均20トン以上の見込みのものから収集運搬する場合。

1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

ハ) 開発、商業地域等の新規整備等に伴い、大規模事業所数等の著しい増加が見込まれ、既存の収集業者の処理能力を勘案しても、なお対応できないと考えられる場合。

ニ) 既存の収集業者の廃業等により、それ以外の既存の収集業者の処理能力を勘案しても、なお対応できないと考えられる場合。

(2) 適用除外

次に掲げる許可申請が行われた場合は、新規許可を行わないという上記の事項の例外として新規許可を認める。

イ) 個人の収集運搬業の許可を受けた者が、代表者である法人を新たに設立し、その事業の全部を承継させる場合。

ロ) 収集運搬業の許可を受けた者が、高齢や疾病又は死亡等により業を継続できない場合で、その事業の全部を承継する者が申請する場合。

ハ) 法人の合併の場合で、既存許可業者の代表者が新法人の代表者となる場合。

附則

(施行期日)

この指針は、令和4年1月19日から施行する。